

四日市市上下水道局告示第27号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、令和7年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

令和7年4月9日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

賦課対象区域

大矢知町、大矢知新町、松寺二丁目、城山町、富士町、山城町、山分町、生桑町、
芝田一丁目、室山町、西日野町、追分三丁目、小古曽一丁目、小古曽二丁目、
小古曽六丁目、波木町、采女町、八王子町 の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）